

# 令和8年度相模原市一般廃棄物処理実施計画

令和8年3月  
相模原市

## 目次

1	計画の基本的事項	
1-1	計画区域	1
1-2	計画期間	1
1-3	計画の対象とする一般廃棄物	1
1-4	一般廃棄物の排出量	1
2	計画の進行管理	
2-1	ごみ処理関係	2
2-2	生活排水処理関係	3
3	令和7年度の実施	
	実施の柱Ⅰ ごみの更なる削減	4
	実施の柱Ⅱ ごみの適正な処理	10
	実施の柱Ⅲ ごみゼロに向けた協働の推進	13
	実施の柱Ⅳ 生活排水の適正な処理	14
	実施の柱Ⅴ 大規模災害への備え	15
4	ごみ処理	
4-1	収集・運搬計画	17
4-2	中間処理計画	28
4-3	最終処分計画	31
5	生活排水処理	
5-1	収集・運搬計画	32
5-2	最終処分計画	32
別表1	収集曜日一覧	33
別表2	一般廃棄物収集運搬許可業者	43
別表3	一般廃棄物収集運搬許可業者(し尿・汚泥を含む者)	45
別表4	一般廃棄物収集運搬許可業者(デスポーザ汚泥を含む者)	45

数値の単位未満、平均値及び指数などの算出方法は、四捨五入を原則としたため、合計数値とその内訳が一致しない場合があります。

## 1 計画の基本的事項

### 1-1 計画区域

相模原市全域とする。

### 1-2 計画期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 1-3 計画の対象とする一般廃棄物

相模原市全域で発生する以下の一般廃棄物

- ア 家庭系ごみ
- イ 家庭系し尿等
- ウ 事業系ごみ
- エ 事業系し尿等
- オ その他(動物の死体)

### 1-4 一般廃棄物の排出量

(年 間)

一般廃棄物の種類	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (計画値)※3	合 計
家庭系ごみ	111,732t	118,228t	202,715t
1人1日当たり※1	424g	445g	
事業系ごみ	44,412t	51,390t	
うち在日米陸軍基地※2	1,500t	1,800t	
資 源	33,856t	33,097t	
最終処分量	14,141t	18,274t	
し 尿	2,449kl	2,172kl	27,326kl
浄化槽汚泥等(ディスボータ汚泥を含む)	23,425kl	23,527kl	
うち在日米陸軍基地※2	1,627kl	1,627kl	

※1 家庭系ごみの1人1日当たりの算出式:(一般ごみ+粗大ごみ)÷人口÷365又は366

※2 平成28年12月1日から、在日米陸軍基地(キャンプ座間、相模総合補給廠及び相模原住宅地区)において排出される一般廃棄物の受入れを行っている。

※3 計画値について

この計画値は、第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画の改定時(令和6年3月)にそれまでの進捗状況を踏まえて、令和6~9年度の各年度における計画目標として設定したものである。なお、令和7年度末時点において令和8年度の計画目標(計画値)の達成が見込まれる状況だが、計画の最終年度を評価時点とし、次期計画の策定時に新たな計画目標を検討するもので、当該実施計画においては、第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画改定時の計画値を引き続き設定するものである。

## 2 計画の進行管理

### 2-1 ごみ処理関係

項目	令和6年度 (実績値)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (計画値)	目標の達成に向けた 今後の方策		
		令和7年度 (計画値)	令和9年度 (計画目標値)			
数 値 目 標	ごみ総排出量 <sup>※1</sup>	198,313t	190,000t	202,715t	<p>家庭系ごみについては、資源を含めたごみの発生・排出抑制に重点を置いた4Rの取組を推進し、減量化・資源化を図る。</p> <p>事業系ごみについては、適正排出や分別を推進し、減量化・資源化を図る。</p>	
		最終処分量	15,979t	205,466t		200,000t 以下
			14,141t	18,274t		
		18,522t	18,000t 以下			
サ ブ 指 標	市民1人1日 当たりの 家庭系ごみ排出量 (資源を除く。)	442g/人・日	424g/人・日	445g/人・日	<p>家庭から排出される一般ごみの中には、資源化可能物が約31%含まれていることから、資源の分別や生ごみの減量化等により削減を進める。</p> <p>【主な取組】イベント等における4Rの啓発活動の推進等</p>	
			451g/人・日	440g/人・日 以下		
	家庭からの 食品ロス排出量 <sup>※2</sup>	7,710t	7,363t	8,496t		
			9,137t	7,900t 以下		
	事業系ごみ排出量 (資源化可能物を 除く)	45,704t	44,412t	51,390t		<p>事業系ごみの中には、資源化可能物が約12%、産業廃棄物が約21%含まれていることから、適正排出や分別を推進し削減を進める。</p> <p>【主な取組】事業系ごみの搬入物検査の強化等</p>
			51,638t	51,000t 以下		

※1 ごみ総排出量の算出式：一般ごみ＋粗大ごみ＋事業系ごみ＋資源

※2 食品ロス排出量の算出式：一般ごみ×令和6年度ごみ質測定調査における食品ロス割合(食べ残し・手付かず食品)

2-2 生活排水処理関係

項目		令和6年度 (実績値)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (計画値)	目標の達成に向けた 今後の方策
			令和7年度 (計画値)	令和9年度 (計画目標値)	
数 値 目 標	生活排水処理率 <sup>※1</sup>	98.8%	98.9%	99.4%	下水道整備区域については、公共下水道の整備や下水道への接続を促進するとともに、ダム集水区域の浄化槽整備区域については、高度処理型合併浄化槽の設置を進める。 また、市内全域において、合併処理浄化槽等の適正な維持管理について周知・啓発する。
			99.2%	99.6%	
サ ブ 指 標	ダム集水区域の 生活排水処理率 <sup>※2</sup>	76.3%	76.9%	88.4%	
			85.9%	91.0%	

※1 生活排水処理率の算出式： $(\text{公共下水道処理人口} + \text{合併処理浄化槽人口} + \text{農業集落排水処理人口}) \div \text{住民基本台帳人口} \times 100$

※2 ダム集水区域の生活排水処理率の算出式： $(\text{公共下水道処理人口} + \text{合併処理浄化槽人口} + \text{農業集落排水処理人口}) \div \text{住民基本台帳人口} \times 100$ 【ダム集水区域】

### 3 令和8年度の取組

#### 取組の柱 I ごみの更なる削減



ごみを減量化・資源化していくためには、「ごみを発生させない」という視点から市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしていく必要がある。

循環型社会への移行を加速するため、これまでの「4R」を更に推し進め、リフューズ・リデュースに積極的に取り組むライフスタイルやビジネススタイルの定着を目指す。

※「4R」とは、Refuse(リフューズ・発生抑制)・Reduce(リデュース・排出抑制)・Reuse(リユース・再使用)・Recycle(リサイクル・再生利用)を指すもの。

#### 基本施策1 家庭系ごみの減量化・資源化

家庭系ごみの排出量は減少してきているものの、市が実施しているごみ質測定調査(令和6年度)では、家庭から排出される一般ごみの31.1%は、資源として排出すべき紙やプラスチック製容器包装であることが明らかになっている。

更なるごみの減量化・資源化のため、「SAGAMission～分ければ資源、混ぜたらごみ～」を新たなキャッチフレーズとして掲げ、令和8年10月から資源とごみの分別区分を見直すなど、ごみの発生・排出抑制に重点を置いた4Rの取組を推進する。

#### 【SAGAMission(サガミッション)の概要】

まずは分別して資源化！焼却するものはやむを得ず残ったものだけ

- ① 製品プラスチックの収集開始
- ② ミックスペーパーの収集開始
- ③ リチウムイオン電池等を有害ごみとして、ごみ・資源集積場所から収集開始
- ④ 「一般ごみ」の名称を「燃やすすかないごみ(一般ごみ)」に変更
- ⑤ ペットボトルと有害ごみは「ペットボトル・有害ごみの日」を設け収集
- ⑥ 「資源」または「容器包装プラ」を土曜日に収集している地域においては、月曜日から金曜日のうち、収集を行っていない曜日に変更

実施事業1 4Rに関する情報発信や環境教育の推進	
取組事項	事業内容
ごみ排出ルールの周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冊子「ごみと資源の日程・出し方」や市ホームページでの周知を継続する。</li> <li>・令和8年10月からの分別収集体制の変更に伴う、新たな分別・排出ルールの周知・啓発を行う。</li> </ul>
不動産業者、大学等との連携によるごみ排出ルールの情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の不動産管理会社を通じて、集合住宅入居者に分別啓発チラシを配布する。</li> <li>・大学の講義において本市廃棄物行政の概論を含めたごみの排出に関する座学を提供する。</li> <li>・令和8年10月からの分別収集体制の変更に伴う、新たな分別・排出ルールの周知・啓発を行う。</li> </ul>
外国人に対するごみ排出ルールの周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冊子「ごみと資源の日程・出し方」の外国語版及びわかりやすいリーフレット等を作成し、ごみ排出のルールの周知・啓発を行う。</li> <li>・令和8年10月からの分別収集体制の変更に伴う、新たな分別・排出ルールの周知・啓発を行う。</li> </ul>

地域や学校への出前講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校用教本「今日から君も分別の達人だ」を作成し、啓発を行う。</li> <li>・小学校、自治会、公民館等における出前講座や相談会を実施する。</li> <li>・令和8年10月からの分別収集体制の変更について、地域への説明会を開催するとともに、新たな分別・排出ルールの周知・啓発を行う。</li> </ul>
若年層を対象とした環境教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脱炭素・資源循環に関する内容を充実させた環境情報誌を発行する。</li> </ul>
ごみ分別アプリ、市ホームページ、動画等の電子媒体を活用した情報発信の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市ごみ分別アプリ「シゲンジャーSearch」を随時更新する。</li> <li>・市ホームページ「家庭ごみ分別サイト」を随時更新する。</li> <li>・Xアカウント「@shigenjar」を随時更新する。</li> <li>・4R推進に関連する動画を作成し、映像放送を拡充する。</li> <li>・令和8年10月からの分別収集体制の変更に伴う、新たな分別・排出ルールについて、動画公開やXアカウント「@shigenjar」等を利用し情報発信を行う。</li> </ul>
環境に配慮した消費活動に関する情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リーフレット「はじめよう！生ごみダイエット！」を作成し、環境に配慮した消費活動に関する情報を提供する。</li> </ul>
イベント等における4Rの啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民桜まつり等の市主催イベントにおける啓発活動を継続する。</li> <li>・民間主催のイベント等において、機会を捉えたブース出展を継続する。</li> <li>・最終処分場の延命化や脱炭素の必要性等を発信する。</li> </ul>
清掃工場や最終処分場の見学会の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の役割や必要性並びに更なるごみの減量化・資源化の必要性を知ってもらうための見学会を開催する。</li> </ul>
<b>実施事業2 プラスチックごみの削減</b>	
<b>取組事項</b>	<b>事業内容</b>
マイバッグ、マイカトラリー、マイボトル等の更なる利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報さがみはらや市ホームページで周知する。</li> <li>・冊子「ごみと資源の日程・出し方」で周知する。</li> <li>・イベント等で、啓発用マイバッグやマイボトル等を配布し、利用促進を図る。</li> </ul>
不法投棄されたプラスチック等の環境への影響に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチックごみの環境への影響について、広報さがみはらや市ホームページで周知する。</li> </ul>
製品プラスチックの分別収集及び再資源化の実施に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年10月から製品プラスチックの分別収集を実施する。</li> <li>・事業者との調整及び説明会の開催等新たな分別・排出ルールの市民周知を行う。</li> </ul>
<b>実施事業3 リユースの促進</b>	
<b>取組事項</b>	<b>事業内容</b>
橋本台・麻溝台リサイクルスクエアでのリユース家具譲渡の継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さらなるごみの削減のため、効果的な手法を検討し、リユース家具譲渡を継続する。</li> </ul>
リサイクルスクエアにおける情報発信の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・館内の映像放送を継続実施する。</li> </ul>
民間事業者との連携によるリユース促進策の検討・実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リユースに関する連携協定を締結している事業者が運営する官民連携リユース拠点の周知を継続する。</li> </ul>

不用品の情報交換ができる民間の電子掲示板等との連携の検討	・リユースに関する連携協定を締結している事業者が提供する地域情報サイトとの連携を継続する。
<b>実施事業4 資源化の推進</b>	
<b>取組事項</b>	<b>事業内容</b>
使用済小型家電回収ボックスの効果的な設置の検討	・引き続き、回収ボックスの設置場所の検討を行う。
事業者による容器、包装材等の回収・資源化の取組の促進	・引き続き、全国都市清掃会議や神奈川県都市清掃行政協議会等を通じて、国や県に対して、事業者による容器、包装材等の回収・資源化の促進に向けた要望を行う。
民間資源物回収拠点情報の収集・発信の検討	・スーパーやコンビニ等でやっている資源回収情報について、効果的な市民周知の方法を検討する。
家庭から排出される剪定枝を新たな資源品目とすることの検討	・引き続き、新たな資源品目とするための検討を行う。
「拡大生産者責任」の考え方に基づく制度拡充に関する国、事業者等への働きかけ	・引き続き、全国都市清掃会議等を通じて、国や事業者に対して、「拡大生産者責任」の考え方に基づく制度の拡充について要望を行う。
「集団資源回収」のPRの強化及び実施団体の支援	・実施団体に行ったアンケート調査の結果を踏まえて、今後の支援の在り方を引き続き検討するとともに、早期に対応可能なものから順次見直しを行う。
小型充電式電池の適正排出及び再資源化の実施	・小型充電式電池の適正排出及び再資源化を促進するため市民周知を強化する。 ・令和8年10月からごみ・資源集積場所での収集を行うとともに、拠点回収を継続する。
家庭から排出される一般ごみの組成分析調査	・ごみの減量化・資源化や清掃施設の維持管理などの基礎資料とするため、ごみ質測定調査を実施する。 (隔年実施。令和8年度は実施予定。)

## 基本施策2 事業系ごみの減量化・資源化

事業系ごみの排出量は、一般的に経済状況等の外的な要因に影響される。

特に、令和2年から始まった新型コロナウイルス感染症の感染拡大による事業活動の変化に伴い、事業系ごみの減少などの影響が出たが、今後は、事業活動の回復に伴い緩やかながらも事業系ごみの増加が考えられるため、動向を注視する必要がある。

令和4年度に実施した事業系一般廃棄物組成分析調査では、資源化可能物が約12%、廃プラスチック類、金属くず等、本来、産業廃棄物として処理する必要があるものが約21%含まれていることから、適正排出や分別を推進することにより、事業系ごみの減量化・資源化が可能である。

<b>実施事業1 4Rに関する情報発信</b>	
<b>取組事項</b>	<b>事業内容</b>
市ホームページ等のICTを活用した効果的な情報発信の推進	・市ホームページで、廃棄物の適正処理及び減量化、資源化等に関する情報を発信する。 ・県及び他政令市と共同で実施している取組の一環として、市ホームページ等で、廃棄物の発生抑制、再生利用等の取組を実施している事業者の紹介を行う。
環境に負荷のかからない商品等の開発に	・県及び他政令市と共同で実施している取組の一環と

関する情報発信	して、市ホームページ等で、環境に負荷のかからない商品等の開発を行っている事業者の紹介を行う。
事業系ごみの減量化・適正処理等に関するパンフレット等を活用した啓発	・事業者系ごみの減量化・適正処理等に関するパンフレット等を活用し、事業者への説明・指導等を行う。
<b>実施事業2 適正排出の徹底</b>	
<b>取組事項</b>	<b>事業内容</b>
事業系ごみの搬入物検査の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源化可能物や産業廃棄物の混入抑制のため、南清掃工場及び北清掃工場での「搬入物検査」を行う。</li> <li>・検査結果をもとに、事業者に対し、指導を行う。</li> <li>・搬入物検査の強化に向け、現状を把握するために、組成分析調査を行う。</li> </ul>
事業系ごみのマニフェスト制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他市の先行事例等の調査等を行い、マニフェスト制度の導入を含め、事業系一般廃棄物の適正排出を推進するための方策について検討を行う。</li> </ul>
減量化等計画書に基づく多量排出事業者への指導の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の負担を軽減しつつ、より正確な回答を得るとともに、提出データの効率的な集計を行うため、オンライン提出を推進する。</li> <li>・未提出事業者に対する指導の強化(訪問指導等)を検討する。</li> </ul>
排出ルール徹底のための少量排出事業者に対する訪問指導の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小事業者の戸別訪問を実施し、排出状況の確認や指導等を行うことにより、更なる適正排出の促進を図る。</li> </ul>
共同排出事業の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同排出事業に係る地域からの相談(本事業に関する説明や参加方法)への対応を行う。</li> </ul>
ごみ・資源集積場所への事業系ごみの排出抑止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民からの苦情や、中小事業者の戸別訪問の結果、ごみ・資源集積場所へ排出していることが判明した事業所には、適正に排出するよう指導を行う。</li> <li>・中小事業者に対し、地区別に戸別訪問を実施し、適正排出指導等を行うことにより、更なる適正排出等の促進を図る。</li> <li>・事業系ごみの排出を抑制するための啓発看板について、ごみ・資源集積場所への掲示等を実施する。</li> </ul>
<b>実施事業3 資源化の推進</b>	
<b>取組事項</b>	<b>事業内容</b>
木くずや剪定枝の資源化や再生利用の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者系ごみの減量化・適正処理等に関するパンフレット等を活用し、排出事業者に対する普及啓発を行う。</li> </ul>
剪定枝の受入先拡大の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物処理業に係る許可制度を運用し、剪定枝の受入先(民間事業者)拡大に向けて検討する。</li> </ul>
少量の資源でも排出できる仕組み(回収協力事業所等)の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他市の先行事例の情報収集等を行い、事業の実現可能性について検討する。</li> </ul>
新たな資源化に関する調査研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政令市・近隣自治体を構成員とした会議等を活用し、先進事例などにより、調査研究を行う。</li> </ul>
資源化可能物の清掃工場への搬入抑制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源化可能物の混入抑制のため、南清掃工場及び北清掃工場での「搬入物検査」を行う。</li> <li>・検査結果をもとに、事業者に対し、指導を行う。</li> <li>・搬入物検査の強化に向け、現状を把握するために、組成</li> </ul>

分析調査を行う。

### 基本施策3 生ごみ・食品ロスの削減と資源化【食品ロス削減推進計画】

本市においては、家庭から発生する食品ロスと事業活動に伴って発生する食品ロスをあわせて、年間約21,000トン(令和4年度)発生している。

これらの食品ロス削減に向けて市民・事業者・行政のそれぞれが、食品ロスを発生させないという意識を定着させ、あわせて、消費者としての行動変容が伴うことで、より大きな効果があるものとする。

このような視点から、本市では食品ロスを含む食品廃棄物を削減するための「情報の発信・教育の推進」及び「生ごみ・食品ロスの削減」に関する取組を進める。

あわせて、やむを得ず発生してしまう食品廃棄物等の「再利用・資源化の推進」に関する取組を進める。

実施事業1 情報の発信・教育の推進	
取組事項	事業内容
「てまえどり」等、食品ロス削減のための行動変容を促す普及啓発の推進	・市民向けの啓発として、Xアカウント「@shigenjar」等を活用し、食品ロス削減に向けて啓発を行う。
食品ロス削減のための講座の開催	・市民を対象とした、食品ロス削減や生ごみ4Rに関する講座を開催する。対面のみでなく、オンライン講座の開催を検討する。
食品衛生責任者実務講習会での啓発	・食品衛生責任者実務講習会で、廃棄物の適正処理及び食品ロスの削減に向けた説明を行い、店舗に掲示するための啓発物品(ポスターやポップ等)を配布する。
実施事業2 生ごみ・食品ロスの削減	
取組事項	事業内容
「水切り」、「使い切り」、「食べ切り」の促進	・Xアカウント「@shigenjar」等を活用し、市民向けに「水切り」、「使い切り」、「食べ切り」の促進を図る。
他都市との連携による食品ロス削減に向けた取組	・九都県市首脳会議や大都市清掃事業協議会等と連携して啓発活動を実施する。
公共施設における食品廃棄物削減の啓発	・各公共施設内の飲食店・小売店等に対し、食品ロス削減に係る啓発物品(ポスターやポップ等)の掲示協力を依頼するとともに、庁内放送等による啓発を実施する。
会食時における「3010 運動」の実施及び啓発	・飲食店、フードコートがある商業施設、大学等に対し、「3010 運動」に係る啓発物品や国のチラシの配布を行う。 ・事業系ごみの減量化・適正処理等に関するパンフレットを活用し、「3010 運動」促進に係る啓発を行う。
小盛メニューや mottECO に関する働きかけ	・事業系ごみの減量化・適正処理等に関するパンフレットを活用し、飲食店等へ「小盛メニュー」や「mottECO(食べ残しの持帰り希望者への対応)」促進に係る啓発を行う。
生ごみ4R アドバイザー派遣制度の拡充	・生ごみ4Rに関する講習会等への講師派遣を継続するとともに制度の拡充について検討する。
実施事業3 再利用・資源化の推進	
取組事項	事業内容
生ごみ処理容器の利用促進	・家庭系ごみについては、生ごみ処理容器を購入し設置す

	<p>る者に対し、引き続き購入費用の一部を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業系ごみについては、事業系ごみの減量化・適正 処理等に関するパンフレット等を活用し、生ごみ処理機の活用に係る啓発を行う。</li> </ul>
食品ロス削減に向けたフードドライブの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設での食品の受入れを継続する。</li> <li>・市内店舗が取り組むフードドライブを市ホームページで紹介する。</li> <li>・身近なフードドライブ窓口などの場所が分かるマップを作成する。</li> </ul>
学校給食で発生する残さの資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食の調理過程において発生する野菜くずや児童の食べ残し等、残さを有効活用し、資源化の推進を図る。</li> </ul>
フードバンク活用等の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業系ごみの減量化・適正処理等に関するパンフレット等を活用し、フードバンクの活用に関する啓発を行う。</li> </ul>

## 取組の柱Ⅱ ごみの適正な処理



安全で、安心して暮らすことができる生活環境を維持するためには、ごみの排出から収集・運搬・処分に至るあらゆる段階において適切な対応が必要であることから、廃棄物の種類や排出方法に応じて安全かつ適正に処理するとともに、環境負荷の低減を図る。

### 基本施策 1 ごみ処理体制の整備

ごみを適正に処理していくためには、清掃工場や最終処分場などの整備・改修を計画的に進めていく必要がある。

施設の耐用年数やごみの排出状況などを踏まえた長寿命化計画の策定など、計画的な整備を進める。

また、清掃工場では、ごみの焼却によって発生する熱エネルギーを利用した発電を行うとともに、焼却の段階で金属等の資源を回収し、焼却灰もスラグ化して再生利用を行っており、引き続き、脱炭素社会の実現に向けてエネルギーや資源の有効活用を図るとともに、災害時においても安定的なごみ処理を継続するため、2 工場処理体制を維持する。

ごみの収集・運搬に当たっては、経済性・効率性を考慮するとともに、環境負荷の低減に配慮することが必要である。

ごみ収集車については、電気自動車の導入等を検討するとともに、市民サービスの向上に向け、3事業所体制を維持したうえで、適宜、収集運搬体制を見直す。

あわせて、ごみ出しが困難な方への支援について、福祉分野等と連携しながら対応を進めるとともに、火災などの災害時に発生する「り災ごみ」の収集運搬体制について、実情を踏まえた方策を検討する。

実施事業1 2工場処理体制の安定的な運営	
取組事項	事業内容
南清掃工場基幹的設備改良事業の推進	・引き続き、基幹的設備改良事業の検討を行う。
北清掃工場の建替整備事業の推進	・引き続き、建替整備事業の検討を行う。
実施事業2 最終処分場の整備と維持管理	
取組事項	事業内容
最終処分場第2期整備地かさ上げ工事の推進	・引き続き、一般廃棄物最終処分場第2期整備地について、貯留構造物の整備に向けた取組を進める。
次期最終処分場の計画的な整備の推進	・引き続き、次期一般廃棄物最終処分場の整備に向けた取組を進める。
焼却灰等の適切な埋立処分及び浸出水の適正な処理	・引き続き、最終処分場の埋立及び浸出水処理を安全かつ適正に行う。
最終処分場の残余容量等に関する市民への情報提供	・市ホームページで最終処分場の残余容量等を、情報提供する。
実施事業3 収集運搬体制等の整備	
取組事項	事業内容
ごみ出しが困難な方への対応の検討	・ごみ出しが困難な高齢者世帯等を対象に、ごみや資源の戸別収集を行う「ふれあい収集」のモデル事業を、引き続き市内の一部地域で実施する。

「り災ごみ」の収集運搬に係る取扱いの検討	・り災ごみについて、先行事例の調査結果を基に、適切な収集運搬の方法等について検討する。
効率的な収集運搬体制の検討	・ごみ排出量の推移や、南・北清掃工場での処理能力等を踏まえ、効率的で安定的な収集運搬体制の検討を行う。 ・収集作業員の就労環境の向上や継続的な担い手の確保等に向けた検討を行う。
市民ニーズに対応したごみ収集の検討	・廃棄物減量等推進審議会において議論を進めるとともに、市民ニーズの把握なども行いつつ、事業の方向性を検討する。
<b>実施事業4 ごみ処理手数料の在り方に関する検討</b>	
<b>取組事項</b>	<b>事業内容</b>
ごみ処理手数料の適正な在り方の検討	・ごみ処理原価に基づき、手数料の適正な見直しを図る。
家庭から排出される一般ごみの有料化の検討	・ごみ減量化・資源化の取り組みとして、廃棄物減量等推進審議会において議論を進めるとともに、事業の方向性を検討する。
<b>実施事業5 エネルギーや資源の有効活用(工場等における脱炭素への取組)</b>	
<b>取組事項</b>	<b>事業内容</b>
清掃工場のごみ焼却により発生する熱エネルギーの有効活用の推進	・効率よく発電を行い、工場内や清掃関連施設への電気の供給や、他施設に蒸気を供給するとともに、余剰電力を売電するなど、エネルギーの有効活用を推進する。
ごみ処理の過程で生成される溶融スラグの有効活用	・道路用資材等への利用を推進することで、最終処分場の埋立量を減らし、延命化を図る。
南清掃工場基幹的設備改良事業の推進(発電効率の向上)	・電力使用量削減や発電量増加に伴うCO <sub>2</sub> 排出量の削減について検討を行う。
北清掃工場建替整備事業の推進(発電効率の向上)	・基本方針に基づき回収した熱エネルギーによる高効率発電について検討を行う。
ごみ処理段階におけるさらなる資源化による最終処分場の延命化の検討	・引き続き、清掃工場から排出され、最終処分場に埋め立てている焼却残さの、さらなる資源化に向けた調査・検討を実施する。
ごみ収集車等の脱炭素化の推進(EV導入等)	・EVごみ収集車等の最新情報を事業者や先行導入している自治体から情報収集する。
脱炭素に係る新技術の調査	・引き続き、新技術の調査を実施する。

## 基本施策 2 不適正処理防止対策

不法投棄については、パトロール、監視カメラの設置、市民との協働による不法投棄防止活動等により減少傾向にあるが、津久井地域については、山間部の道路際などへの不法投棄が後を絶たない状況にある。

良好な生活環境や自然環境の保全を図る観点から、不法投棄の多発箇所を中心に、引き続き不法投棄防止の取組を進める必要がある。

また、ごみ・資源集積場所からの資源の持ち去り行為や許可なく不用品を回収する行為は、市民の分別意識を低下させるだけでなく、事業者によっては、安全・安心な生活を脅かす悪質な場合もあることから、厳正に対応する必要がある。

実施事業1 不法投棄防止対策の推進	
取組事項	事業内容
不法投棄防止パトロールの継続	・不法投棄多発箇所等のパトロールを継続して行うとともに、不法投棄者に対する指導を実施する。
監視カメラの設置等による不法投棄防止活動の継続	・不法投棄多発箇所の監視カメラなどによる、不法投棄防止活動を行う。
不法投棄防止パートナーシップ協定制度を活用した取組の促進	・パートナーシップ協定を締結した市民団体と協働し、散乱ごみの収集・市が設置する不法投棄監視カメラ並びに不法投棄防止フェンス周辺の草刈及び花植え・不法投棄パトロール・その他不法投棄防止に有効な活動による不法投棄対策事業を実施する。
津久井地域不法投棄防止協議会による不法投棄防止活動の促進	・ごみの不法投棄を未然に防止し、良好な地域環境を保全するため、不法投棄多発箇所への監視カメラの設置、看板やバリケードを提供するとともに、地域事業に参加して事業展開する不法投棄撲滅キャンペーンなどの普及啓発事業及び、不法投棄物緊急撤去事業等を実施する。
実施事業2 持ち去り行為対策の推進	
取組事項	事業内容
パトロールの実施	・市民通報を受けた「ごみ・資源集積場所」のパトロールを実施する。 ・持ち去り行為者に対する指導等を実施する。
近隣自治体や警察署との連携	・必要に応じ、近隣自治体との広域的な持ち去り行為に関する情報交換を行う。 ・必要に応じ、所管警察署と連携し、告発を含めた行為者に対する対応を協議する。
GPSを活用した持ち去り古紙の追跡調査の実施	・必要に応じ、関東製紙原料直納商工組合よりGPS機器を借用し、追跡調査を実施する。
実施事業3 不用品の違法回収対策の推進	
取組事項	事業内容
違法な不用品回収業者の指導	・市民からの情報提供等に基づくパトロールにより、違法な不用品回収業者へ指導を行う。
違法な不用品回収業者に関する市民への啓発	・広報さがみはらや市ホームページ等により、違法な不用品回収業者を利用しないよう、注意喚起を行う。

### 取組の柱Ⅲ ごみゼロに向けた協働の推進



市民・事業者・行政が協働で実施している各種キャンペーンなどの啓発事業は、市民の4Rに関する意識の向上やまちの環境美化を担っており、ごみ総排出量が減少するなど、一定の成果を上げている。

今後も、ごみの減量化・資源化や、ごみの散乱を防止し清潔できれいなまちづくりを進めていくため、市民・事業者・行政が自主的に啓発活動や美化活動を実施するとともに連携を強化し、協働の輪を広げ、ごみを出さない環境づくりを進めていく必要がある。

実施事業1 きれいなまちづくりの推進	
取組事項	事業内容
5月30日「きれいなまちづくりの日」をはじめとした啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「きれいなまちづくりの日キャンペーン」を実施する。</li> <li>・市美化運動推進協議会と連携し、同協議会ホームページなどで情報発信を引き続き行う。</li> </ul>
自治会、廃棄物減量等推進員をはじめとした関係団体との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市美化運動推進協議会及び市廃棄物減量等推進員と連携した市民地域清掃などの美化活動を実施する。</li> </ul>
市民・事業者などによる環境美化活動の情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「街美化アダプト制度」を活用し、駅前商店街による清掃活動を支援する。</li> <li>・市美化運動推進協議会の活動を支援するとともに、同協議会ホームページで、市民・事業者の清掃活動等を紹介する。</li> <li>・市美化運動推進功労者表彰を実施する。</li> </ul>
若い世代の美化活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市美化運動推進協議会が実施する小・中学生を対象とした美化ポスター・美化標語コンクールを支援する。</li> </ul>
一般ごみの夜間収集の継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅前におけるまちの美観等の確保や、事業系ごみの適正排出を促進するため、引き続き、一般ごみの夜間収集を行う。</li> </ul>
実施事業2 ごみ排出ルールの遵守	
取組事項	事業内容
良好な環境を保っているごみ・資源集積場所を対象とした表彰制度の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良好に維持管理されているごみ・資源集積場所を広く市民へ周知する方法について検討する。</li> </ul>
ごみ・資源集積場所の排出ルールの周知及び啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別チラシを作成する。</li> <li>・冊子「ごみと資源の日程・出し方」や市ホームページでの周知を引き続き行う。</li> <li>・排出ルールが守られていない「ごみ・資源集積場所」の利用者・管理者に対する指導や注意喚起看板の設置、早朝啓発を実施する。</li> <li>・令和8年10月からの分別収集体制の変更に伴う、新たな分別・排出ルールの周知・啓発を行う。</li> </ul>
ごみ・資源集積場所の設置、維持及び管理についての検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者と協力して、ごみ・資源集積場所の適切な設置場所や、適正な維持管理のあり方について検討する。</li> </ul>



## 取組の柱Ⅳ 生活排水の適正な処理

下水道整備区域については、更なる公共下水道の整備や下水道への接続を促進するとともに、ダム集水区域の浄化槽整備区域については、高度処理型合併浄化槽への転換を進める。また、生活排水を適正に処理するため、合併処理浄化槽等の適正な維持管理について、引き続き、周知・啓発を図る。

実施事業1 公共下水道の整備の推進	
取組事項	事業内容
公共下水道の整備及び維持管理	・公共下水道の整備及び適正な維持管理を行うことで、水源の汚濁防止と地域住民の生活環境の向上を図る。
公共下水道への接続の促進	・公共下水道の供用開始後3年が経過した未接続の家屋等を対象に、通知・訪問による接続促進を実施する。
公共下水道事業の普及啓発	・各種イベント(下水道展等)への出展、広報誌への掲載、インスタグラムを通じた情報発信等を行い、下水道事業に関する普及啓発を行う。
実施事業2 高度処理型合併浄化槽の設置の推進	
取組事項	事業内容
ダム集水区域の高度処理型合併浄化槽の設置の推進	・高度処理型合併浄化槽への転換を促進するための周知を図るとともに、高度処理型合併浄化槽の設置における民間活力活用制度(工事店制度)のさらなる促進を図る。
高度処理型合併浄化槽整備事業の普及啓発	・高度処理型合併浄化槽のイベントへの参画や地元説明などをおして普及啓発を行い、設置促進を図る。
実施事業3 個人設置浄化槽の適正な維持管理に関する周知・啓発及び合併処理浄化槽への転換の促進	
取組事項	事業内容
個人設置浄化槽の適正な維持管理に関する周知・啓発	・浄化槽の清掃・点検・検査の実施など適正な維持管理について広報紙や市ホームページ、リーフレット配布等により周知・啓発を図るとともに、管理状況に問題等を確認した場合には浄化槽管理者に改善指導を行う。
単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換の促進	・公共下水道の事業計画区域外(農業集落排水、市設置高度処理型浄化槽の区域を除く)において、単独処理浄化槽等を設置している管理者に対して、合併処理浄化槽への転換の啓発や補助制度に係る周知を図る。
実施事業4 し尿・浄化槽汚泥等の適正な処理	
取組事項	事業内容
し尿処理施設の適正な維持管理	・し尿及び浄化槽汚泥等を安全で安定的に処理するため、し尿処理施設の適正な維持管理を行う。
し尿・浄化槽汚泥等の効率的な収集運搬体制の構築	・収集箇所の点在化による収集効率の低下が懸念されることなどから、引き続き効率的な収集運搬体制について検討を行う。
津久井地域における浄化槽清掃料金に対する助成の継続	・旧相模原市の区域と、津久井地域で浄化槽清掃業者の設定する清掃料金が異なることから、両地域の市民負担等の均衡を図るとともに、浄化槽の適正な維持管理を促進することを目的に、引き続き助成を継続する。※

※旧相模原市の区域とは、合併前の相模原市域を表し、津久井地域とは、城山地区、津久井地区、相模湖地区、藤野地区の区域を表す。

## 取組の柱Ⅴ 大規模災害への備え



令和元年東日本台風など、近年発生した災害で明らかになった災害廃棄物等の処理の課題を踏まえ、短期間で大量に発生する災害廃棄物の処理等を進める災害に強い処理体制の構築を目指し、災害廃棄物等処理計画などを見直し、大規模災害への備えを計画的に進める。

### 基本施策1 災害廃棄物等処理体制の整備

大規模災害時において、短期間に大量に発生する災害廃棄物等を円滑に処理するために、市民・事業者・行政が協力し、平時から十分な対策を講じておく必要がある。

特に、避難所のごみや、し尿を含む災害廃棄物等の処理を適正かつ迅速に行うための処理体制の整備を進める。

実施事業1 災害廃棄物等の処理への備え	
取組事項	事業内容
災害廃棄物等の処理方法・設備の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物等の処理方法・設備について、他事例や先行事例を調査する。</li> <li>・現有設備の運用についての検討を行う。</li> </ul>
市民に対する災害廃棄物等の排出ルールに基づく訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の分別や排出方法について、地域の防災訓練等における情報提供など、周知方法について検討する。</li> </ul>
災害時の情報収集及び情報共有手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状のトランシーバーや、本市の災害情報システムを活用する体制を維持するとともに、他都市との会議体を活用し、情報共有手段等について情報収集を行う。</li> </ul>
災害情報共有システムの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災訓練時に災害情報共有システムに災害情報を入力し、速やかにその災害情報の共有化を図る。</li> </ul>
仮置場の確保に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物等処理計画の改定に合わせ、災害廃棄物の発生量推計を踏まえた仮置場候補地について検討する。</li> </ul>
災害廃棄物等の収集・処分体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物等処理計画の改定に合わせ、効率的な災害廃棄物の収集・処分体制について検討する。</li> </ul>
平時からの片付けごみの排出方法や仮置場での分別(コンクリート、木くず、金属くず等)に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・片付けごみの分別や排出方法について、他事例を参考に情報提供の方法を検討する。</li> </ul>
実施事業2 「災害廃棄物等処理計画」及び「災害廃棄物等処理マニュアル」の改定	
取組事項	事業内容
「災害廃棄物等処理計画」の改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度に実施した災害廃棄物処理に関する図上訓練及び検証結果、令和元年東日本台風における災害廃棄物処理実績等を踏まえ、現計画の改定を進める。</li> </ul>
「災害廃棄物等処理マニュアル」の改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物等処理計画の改定を踏まえ、現マニュアルの改定を進める。</li> </ul>
災害時におけるごみの処理・排出方法等の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物等処理計画の改定に合わせ、より災害の実態に即したごみの処理・排出方法等について検討する。</li> </ul>
災害時におけるごみ排出方法等の情報提供手段の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時におけるごみ排出方法等の情報提供手段について、他事例や先行事例を調査する。</li> </ul>

## 基本施策2 応援・受援体制の整備

大規模災害時に円滑に災害廃棄物等処理するためには、他自治体及び業界団体等との協力や迅速な情報共有が必要となる。

あわせて、近年発生した災害の教訓を生かし、支援側及び受援側の双方の観点から体制の整備を進める。

実施事業1 他自治体との相互支援体制の強化	
取組事項	事業内容
他自治体との相互援助体制の強化	・大規模災害時廃棄物対策関東ブロック会議等を通じた他都市との情報交換や課題の共有など、想定される災害に迅速に対応できるよう、連携を図る。
災害時の情報共有体制の強化	・大規模災害時廃棄物対策関東ブロック会議等を通じて、他都市との情報交換を引き続き行うとともに、他事例や先行事例を調査する。
実施事業2 民間事業者等との協力関係の強化	
取組事項	事業内容
民間事業者等との協力体制の強化	・民間事業者等と協力、連携して地震等大規模災害を想定した防災通信訓練を行い、災害時の情報共有手段の確認や協力体制の強化を図る。

## 4 ごみ処理

### 4-1 収集・運搬計画

収集するごみの種類、収集回数等は、次のとおりとする。

(1-1)家庭系ごみ(家庭の日常生活に伴い生じる一般ごみ、資源等)(~R8.9)

#### ア 収集・運搬の概要

家庭系ごみの種類		収集区域	収集・運搬主体	収集回数	収集方法等	搬入先	令和8年度見込み量(t)		
一般ごみ※1		相模原市全域	・相模原市(直営、委託) ・排出者	週2回	ステーション方式 (所定のごみ・資源集積場 にて収集する。)	・焼却施設 ・中継施設	110,047		
電池	乾電池※1							81	
資源	びん類		・相模原市(委託) ・資源回収業者 ・排出者	週1回			・資源化施設 ・中継施設	3,564	
	かん類							2,353	
	金物類							2,420	
	布類							15,449	
	紙類								新聞
									雑誌・雑がみ
									段ボール
									紙パック
	紙製容器包装								
	蛍光管・水銀体温計							36	
使用済食用油	140								
プラ製容器包装	6,764								
ペットボトル	1,693								
使用済小型家電		・相模原市(直営) ・排出者	随時	・拠点方式	リサイクル啓発施設	102			
粗大ごみ(コンクリートブロック、レンガ、コンクリート製の物干台及び漬物石、耐火金庫を除く。)		・相模原市(委託) ・排出者	随時	戸別方式(有料※2)	粗大ごみ受入施設等	7,161			
家庭系臨時ごみ		【別表2】 一般廃棄物収集運搬許可業者 (家庭系臨時ごみを扱うことができる者に限る。)	随時	許可業者との契約による	・焼却施設 ・中継施設 ・粗大ごみ受入施設 ・資源化施設	190			

※1 収集方法等について、一般ごみ夜間収集地区では戸別方式。(集合住宅はステーション方式)

※2 相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例(昭和47年相模原市条例第12号。以下、「条例」という。)に定める一般廃棄物の処理手数料の納付が必要。

## イ 排出場所

原則として、排出場所を利用しようとする市民で協議の上、位置を定め、その場所を市に申し出て、市が収集可能であると確認した所定のごみ・資源集積場所とする。(ステーション方式)

## ウ 収集日

別表1-1に定めた地区ごとの曜日に収集を行う。

## エ 一般ごみや資源等の排出方法

次の(ア)から(カ)までについて、定められた収集曜日の午前 8 時 30 分までに所定のごみ・資源集積場所に排出する。なお、夜間収集地区の一般ごみ・乾電池については、午後 8 時から午前 0 時まで市が収集可能であると確認した敷地内の場所に排出する。

### (ア)一般ごみ、乾電池、びん類、かん類、金物類、布類

透明又は半透明の袋に入れる。

※びん類、かん類、金物類は、中を洗って排出すること。その際、かん類は、できるだけつぶして排出すること。また、スプレー缶やカセットボンベを排出する際は、中身を使い切り、「スプレー缶」と貼り紙した袋にスプレー缶やカセットボンベのみを入れて排出すること。

### (イ)紙類(新聞、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック、紙製容器包装)

種類別にひもでしばる。雑誌・雑がみ、紙製容器包装は、ひもでしばるか、紙袋に入れてひもでしばる。

### (ウ)蛍光管・水銀体温計

購入時の包装材に入れてひもでしばるか、透明又は半透明の袋に入れる。

### (エ)使用済食用油

ラベルを剥がしたペットボトル(なるべく 500ml 容器)に入れてふたを閉める。

### (オ)プラ製容器包装

透明又は半透明の袋に入れる。

### (カ)ペットボトル

キャップを外してラベルを剥がし、中を軽く洗ってつぶして、透明又は半透明の袋に入れる。

### (キ)その他

a 生ごみは、十分に水切りをすること。

b びん類(ビールびん、一升びん等のリターナルびんに限る。)、かん・金物類、紙類(新聞、雑誌、段ボール、紙パックに限る。)、布類の排出は地域の集団資源回収に協力すること。

## オ 使用済小型家電の回収

市役所本庁舎、緑区合同庁舎、南区合同庁舎、各総合事務所(城山、津久井、相模湖、藤野)、南清掃工場、北清掃工場、津久井クリーンセンター、橋本台リサイクルスクエア、麻溝台リサイクルスクエア、南部・北部粗大ごみ受入施設、ノジマ(相模原本店・NEW 城山店)、田名まちづくりセンター、上溝まちづくりセンター、相模台まちづくりセンター、相武台まちづくりセンター、東林まちづくりセンター、麻溝まちづくりセンター、イオン(相模原店・橋本店)に設置した回収ボックスにより回収する。

また、市が協定を締結した事業者が宅配便により回収を行う。

#### カ パソコンの回収

次の(ア)から(エ)の方法により回収を行う。

(ア)メーカー等による自主回収

(イ)回収するメーカーがない場合は一般社団法人パソコン3R推進協会による回収

(ウ)市が協定を締結した事業者による宅配便回収(パソコン)

(エ)津久井クリーンセンター、橋本台リサイクルスクエア、麻溝台リサイクルスクエアにおける  
対面の回収(CRTディスプレイを除く)

#### キ 粗大ごみの戸別収集

事前の申し込み(電話、インターネット、はがき)により粗大ごみの戸別収集を行う。

※条例に定める一般廃棄物の処理手数料の納付が必要。

#### ク 粗大ごみ福祉ふれあい収集

一人暮らしの高齢者(65歳以上)や障害者等で、屋外への持ち出しが困難な場合について  
建物内からの粗大ごみ搬出及び収集を行う。

※条例に定める一般廃棄物の処理手数料の納付が必要。

#### ケ 家庭系臨時ごみの搬出

遺品整理や引越しなどにより一時的かつ多量に発生し、通常のごみ出し方法では排出が  
困難な家庭系ごみについて、排出者が許可業者に委託して搬出を行う。

(1-2)家庭系ごみ(家庭の日常生活に伴い生じる燃やすすかないごみ(一般ごみ)、資源等)(R8.10~)

ア 収集・運搬の概要

家庭系ごみの種類		収集区域	収集・運搬主体	収集回数	収集方法等	搬入先	令和8年度見込み量(t)		
燃やすすかないごみ(一般ごみ) <sup>※1</sup>		相模原市全域	・相模原市(直営、委託) ・排出者	週2回	ステーション方式(所定の資源・ごみ集積場所にて収集する。)	・焼却施設 ・中継施設	110,047		
資源 <sup>※1</sup>	びん類		・相模原市(委託) ・資源回収業者 ・排出者	週1回			・資源化施設 ・中継施設	3,564	
	かん類							2,353	
	金物類							2,420	
	布類							15,449	
	紙類								新聞
									段ボール
									紙パック
	ミックスパーパ— <sup>※3</sup>							36	
	蛍光管							140	
	使用済食用油							6,764	
プラスチック資源 <sup>※4</sup>	1,693								
ペットボトル	81								
有害ごみ			電池類(二次電池、乾電池、ボタン電池、コイン電池)						
		プラスチック製ライター							
	水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計								
使用済小型家電	・相模原市(直営) ・排出者	随時	・拠点方式	リサイクル啓発施設	102				
粗大ごみ(コンクリートブロック、レンガ、コンクリート製の物干台及び漬物石、耐火金庫を除く。)		・相模原市(委託) ・排出者	随時	戸別方式(有料 <sup>※2</sup> )	粗大ごみ受入施設等	7,161			

家庭系臨時ごみ	【別表2】 一般廃棄物収集 運搬許可業者 (家庭系臨時ごみを 扱うことができる 者に限る。)	随 時	許可業者 との契約 による	・焼却施設 ・中継施設 ・粗大ごみ 受入施設 ・資源化施設	190
---------	---	-----	---------------------	---	-----

※1 収集方法等について、燃やすしかないごみ(一般ごみ)夜間収集地区では戸別方式。(集合住宅はステーション方式)

※2 相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例(昭和47年相模原市条例第12号。以下、「条例」という。)に定める一般廃棄物の処理手数料の納付が必要。

※3 雑誌、雑紙、紙製容器包装及びこれまで一般ごみとしていた紙類(レシート、感熱紙、シュレッダーで細断した紙など)のこと

※4 プラ製容器包装及びこれまで一般ごみとしていた製品プラスチック(プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)第2条第1項に定める「プラスチック使用製品」)のこと

#### イ 排出場所

原則として、排出場所を利用しようとする市民で協議の上、位置を定め、その場所を市に申し出て、市が収集可能であると確認した所定の資源・ごみ集積場所とする。(ステーション方式)

#### ウ 収集日

別表1-2に定めた地区ごとの曜日に収集を行う。

#### エ 燃やすしかないごみ(一般ごみ)や資源等の排出方法

次の(ア)から(キ)までについて、定められた収集曜日の午前8時30分までに所定の資源・ごみ集積場所に排出する。なお、夜間収集地区の燃やすしかないごみ(一般ごみ)・資源については、午後8時から午前0時までに市が収集可能であると確認した敷地内の場所に排出する。(集合住宅はステーション方式)

(ア)燃やすしかないごみ(一般ごみ)、びん類、かん類、金物類、布類

透明又は半透明の袋に入れる。

※びん類、かん類、金物類は、中を洗って排出すること。その際、かん類は、できるだけつぶして排出すること。また、スプレー缶やカセットボンベを排出する際は、中身を使い切り、「スプレー缶」と貼り紙した袋にスプレー缶やカセットボンベのみを入れて排出すること。

(イ)紙類(新聞、段ボール、紙パック、ミックスペーパー)

新聞、段ボール、紙パックは、種類別にひもでしばる。ミックスペーパーは、透明又は半透明の袋もしくは紙袋に入れるか、ひもでしばる。

(ウ)蛍光管

購入時の包装材に入れてひもでしばるか、透明又は半透明の袋に入れる。

(エ)使用済食用油

ラベルを剥がしたペットボトル(なるべく500ml容器)に入れてふたを閉める。

(オ)プラスチック資源

透明又は半透明の袋に入れる。

(カ)ペットボトル

キャップを外してラベルを剥がし、中を軽く洗ってつぶして、透明又は半透明の袋に入れる。

(キ)有害ごみ

種類別に透明又は半透明の袋に入れる。電池類はテープ等で絶縁し、透明または半透明の袋に入れる。プラスチック製ライターは中身を使い切り、透明または半透明の袋に入れる。水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計は購入時の包装材に入れてひもでしばるか、透明又は半透明の袋に入れる。

(ク)その他

- a 生ごみは、十分に水切りをすること。
- b びん類(ビールびん、一升びん等のリターナルびんに限る。)、かん・金物類、紙類(新聞、雑誌、段ボール、紙パックに限る。)、布類の排出は地域の集団資源回収に協力すること。

オ 使用済小型家電の回収

市役所本庁舎、緑区合同庁舎、南区合同庁舎、各総合事務所(城山、津久井、相模湖、藤野)、南清掃工場、北清掃工場、津久井クリーンセンター、橋本台リサイクルスクエア、麻溝台リサイクルスクエア、南部・北部粗大ごみ受入施設、ノジマ(相模原本店・NEW 城山店)、田名まちづくりセンター、上溝まちづくりセンター、相模台まちづくりセンター、相武台まちづくりセンター、東林まちづくりセンター、麻溝まちづくりセンター、イオン(相模原店・橋本店)に設置した回収ボックスにより回収する。  
また、市が協定を締結した事業者が宅配便により回収を行う。

カ パソコンの回収

次の(ア)から(エ)の方法により回収を行う。

- (ア)メーカー等による自主回収
- (イ)回収するメーカーがない場合は一般社団法人パソコン3R推進協会による回収
- (ウ)市が協定を締結した事業者による宅配便回収(パソコン)
- (エ)津久井クリーンセンター、橋本台リサイクルスクエア、麻溝台リサイクルスクエアにおける対面の回収(CRTディスプレイを除く)

キ 粗大ごみの戸別収集

事前の申し込み(電話、インターネット、はがき)により粗大ごみの戸別収集を行う。  
※条例に定める一般廃棄物の処理手数料の納付が必要。

ク 粗大ごみ福祉ふれあい収集

一人暮らしの高齢者(65歳以上)や障害者等で、屋外への持ち出しが困難な場合について建物内からの粗大ごみ搬出及び収集を行う。  
※条例に定める一般廃棄物の処理手数料の納付が必要。

ケ 家庭系臨時ごみの搬出

遺品整理や引越しなどにより一時的かつ多量に発生し、通常のごみ出し方法では排出が困難な家庭系ごみについて、排出者が許可業者に委託して搬出を行う。

(2)事業系ごみ(事業活動に伴い生じる一般廃棄物や資源化可能物)

ア 収集・運搬の概要

一般廃棄物の種類	収集区域	収集・運搬主体	収集回数	収集方法	搬入先	令和8年度見込み量(t)
事業系ごみ	相模原市全域	【別表2】 一般廃棄物 収集運搬許可業者(一般廃棄物及び資源化可能物を扱うことができる者に限る。)	許可業者との契約による	許可業者との契約による	・焼却施設 ・中継施設	51,390
資源化可能物 ※事業系ごみのうち、適切に分別され、資源化が可能なもの					資源化施設等	—

イ 排出方法等

- (ア)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第4項及び第5項に規定されている廃棄物は、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物として処理すること。
- (イ)木くずや食品残さなどリサイクル可能なものは、資源化施設等を利用してリサイクルを図ること。
- (ウ)事業系ごみは、ごみ・資源集積場所に出さないこと。

(3)非常災害により発生した災害廃棄物の処理

非常災害に伴い発生する災害廃棄物の処理は、「相模原市災害廃棄物等処理計画」に基づき処理するものとする。



(4-2)自己搬入する場合(R8.10～)

一般廃棄物の種類		搬入できるごみ等	受入場所	受付時間
燃や す し か な い ご み (一 般 ご み)	家庭系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相模原市の区域内で発生したものであること。</li> <li>・性状に応じ、あらかじめ切断し、こん包し、悪臭の発散を防止する等必要な措置を講じたものであること。</li> <li>・資源化することが適当であると認められるものでないこと。</li> <li>・施設の管理上必要な措置がなされていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南清掃工場</li> <li>・北清掃工場</li> <li>・津久井クリーンセンター</li> </ul>	<p>月曜日から土曜日まで (12月31日から1月3日までを除く。)</p> <p>午前8時30分から午前11時45分まで 午後1時から午後4時まで ただし、津久井クリーンセンターは、午前9時から正午まで 午後1時から午後4時まで ※1月3日は事業系のみ 南北清掃工場を受入れ</p>
	事業系			
粗大ごみ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の管理上必要な措置がなされていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南部粗大ごみ受入施設</li> <li>・北部粗大ごみ受入施設</li> <li>・津久井クリーンセンター</li> </ul>	<p>月曜日から土曜日まで (12月31日から1月3日までを除く。)</p> <p>午前9時から午後4時まで</p>
資源				
資源		<ul style="list-style-type: none"> <li>びん類、かん類、金物類、布類、蛍光管、使用済食用油、紙類、ペットボトル、プラスチック資源、有害ごみ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・橋本台リサイクルスクエア</li> <li>・麻溝台リサイクルスクエア</li> <li>・津久井クリーンセンター</li> </ul>	<p>午前9時から午後4時まで (12月29日から1月3日までを除く。)</p> <p>ただし、津久井クリーンセンターは、月曜日から土曜日まで午前9時から午後4時まで(12月31日から1月3日までを除く。)</p>

※搬入に際しては、市の指定する様式による手続きを行うこと。

※条例に定める一般廃棄物の処理手数料の納付が必要(資源、電池は除く。)

※遺品整理や引越などにより発生した「家庭系臨時ごみ」について、許可業者は一般ごみ及び粗大ごみは各受入場所に搬入、資源は資源化施設(29ページ参照)及び津久井クリーンセンターに搬入できる。

(5)動物の死体(おおむね20キログラム以下の犬・猫等の小動物)

ア 収集・運搬の概要

区分	収集区域	収集・運搬主体	搬入先
道路上	相模原市全域	相模原市 (委託)	北清掃工場

※収集に際しては、道路管理者が国土交通大臣である道路を除く。

イ 飼い犬・飼い猫等を自己搬入する場合

受入場所	受付時間
・南清掃工場 ・北清掃工場 ・津久井クリーンセンター	月曜日から土曜日まで (12月31日から1月3日までを除く。) 午前8時30分から午前11時45分まで 午後1時から午後4時まで ただし、津久井クリーンセンターは、 午前9時から正午まで 午後1時から午後4時まで

※搬入に際しては、市の指定する様式による手続きを行うこと。

※道路上のものを搬入する場合を除き、条例に定める一般廃棄物の処理手数料の納付が必要。

(6)市が収集・受入れしないごみ(市が処理できないごみ)

	区 分	品目の例示	排出方法
排出禁止物	危険性のあるもの	消火器、LPガス容器、灯油、オイル、塗料 等	<p>排出者が自ら処理するか、又は専門業者に相談するか、工事作業等を依頼した業者や販売店に引取りを依頼する。</p> <p>ただし、コンクリートブロック、れんが、コンクリート製の物干台、漬物石、耐火金庫は、南部粗大ごみ受入施設、北部粗大ごみ受入施設、津久井クリーンセンターに直接搬入した場合は受入れを行う。<sup>※1</sup></p>
	有害物質を含むもの	バッテリー、農薬 等	
	著しく悪臭を発するもの	多量の汚物、汚泥 等	
	著しく容積の大きいもの又は重量の重いもの	自動二輪車、ピアノ 等	
	市の施設では処理ができない粗大ごみ	一辺の長さが2mを超えるもの、厚さが2mmを超える金属、太さが10cmを超える剪定枝 等	
	市の行う処理に著しい支障を及ぼすもの	自動車・自動二輪車の部品、コンクリート製品(コンクリートブロック、れんが、漬物石、物干台、耐火金庫を除く。) 等	
特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器廃棄物	エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶式及びプラズマ式、有機EL)、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機	<p>排出者が購入した小売業者、又は買換えの場合には、新しい製品を購入する小売業者へ引取りを依頼する。</p> <p>また、市が連携協定を締結した事業者には有料回収を申し込む。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合は市で収集する。<sup>※2</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・購入した販売店が不明な場合</li> <li>・購入した販売店が既に存在しない場合</li> <li>・購入した販売店が市外等、遠方の場合</li> </ul>	
資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する使用済指定再資源化製品	小型シール鉛蓄電池	メーカーに引き取りを依頼する。	

※1 条例に定める一般廃棄物の処理手数料の納付が必要。

※2 条例に定める一般廃棄物の処理手数料の他にリサイクル料金が必要。

#### 4-2 中間処理計画

廃棄物処理施設等の種類と処理方法等は、次のとおりとする。

##### (1) 焼却施設

施設名	所在地	処理能力	形式	処理主体	令和8年度見込み量(t)	残さ処分方法
南清掃工場	南区麻溝台 1524番地1	525t/日 (175t/日×3炉)	流動床式 ガス化 溶融炉	相模原市	106,055	焼却灰は埋立処理 ※溶融スラグは道路用資材等へ活用。鉄、アルミは資源として売却
北清掃工場	緑区下九沢 2074番地2	450t/日 (150t/日×3炉)	連続燃焼式ストーカ炉		53,663	

##### (2) ごみ・資源中継施設

施設名	所在地	形式	容量	処理主体	対象となる収集区分
津久井クリーンセンター	緑区青山 3385番地2	ピット方式	600 m <sup>3</sup>	相模原市	津久井地域(城山地区を除く。)の一般ごみ、粗大ごみ(可燃)
		ヤード方式	540 m <sup>3</sup>		津久井地域の資源

※津久井地域とは、城山地区、津久井地区、相模湖地区、藤野地区の区域を表す。

##### (3) 粗大ごみ処理施設

施設名	所在地	処理能力	処理方式	処理主体	令和8年度見込み量(t)	粗大ごみ処理方法
北清掃工場	緑区下九沢 2074番地2	85t/日 (5時間)	横型回転 破砕機	相模原市	3,645	リユース 破砕 資源化 焼却

##### (4) 粗大ごみ受入施設等

施設名	所在地
南部粗大ごみ受入施設	南区麻溝台 1524番地1
北部粗大ごみ受入施設	緑区下九沢 2083番地1
津久井クリーンセンター	緑区青山 3385番地2

##### (5) 溶融スラグストックヤード

施設名	所在地	容量(t)
溶融スラグ ストックヤード	南区麻溝台 1524番地1	2,000

(6)資源化施設(委託処理施設)

施設名	所在地	処理能力等	中間処理方法	処分主体	令和8年度見込み量(t)	成果品の処理方法
株式会社 清和サービス	中央区 宮下 三丁目 9番地18	(びん類、金物類、 布類、蛍光管、 使用済食用油)	選別	相模原市 (委託)	35,044	再生業者に引き渡し
		155.88t/日 (かん類、紙類、 プラ製容器包装、 ペットボトル)	破碎、 圧縮			
合同資源サービス 株式会社第一支店	中央区 田名塩田 一丁目 1番地22	(びん類、金物類、 布類、蛍光管、 使用済食用油)	選別			
		186.20t/日 (かん類、紙類)	圧縮			
大野産業株式会社	南区 麻溝台 一丁目 8番地5	(びん類、金物類、 布類、蛍光管、 使用済食用油)	選別			
		80.20t/日 (かん類、紙類)	破碎、 圧縮			
株式会社 ギオンリサイクル	中央区 田名塩田 一丁目 1番地6	27.20t/日 (ペットボトル、 プラ製容器包装)	圧縮			

※処理主体や見込搬入量は、変更する場合がある。上記内容は、令和8年3月末時点のもの。

(7)資源化施設(一般廃棄物処分業許可業者)

施設名	所在地	処理能力等	中間処理方法	排出主体	令和8年度見込み量(t)	成果品の処理方法
株式会社日本フード エコロジーセンター	中央区田名塩田 一丁目17番13 号	49t/日 (生ごみ)	破碎、 発酵	事業者	200	飼料として売却

(8)リサイクル啓発施設

施設名	所在地	主な施設
橋本台リサイクルスクエア	緑区下九沢 2084番地3	資源リサイクルステーション、展示室、 講習室、研修・情報コーナー等
麻溝台リサイクルスクエア	南区麻溝台 1524番地1	

(9)非常災害時に設置する一般廃棄物処理施設

非常災害時に、大量の災害廃棄物の発生により、清掃工場の廃棄物処理能力を超えてしまい、かつ、広域処理や事業者による処理が行えない場合等、新たな廃棄物処理施設が必要となる際には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の2及び第9条の3の3に規定する特例を活用し、一般廃棄物処理施設を設置する。

(10)市外で処分する廃棄物

廃棄物の種類	排出主体	収集・運搬主体	処分主体	処分を行う地域	処分方法	令和8年度見込排出量(t)
乾電池	市民	相模原市 (直営・委託)	JFE 条鋼株式会社 鹿島製造所	茨城県 神栖市	炉で溶融 (廃乾電池中の鉄とマンガンは製品鋼材、スラグは路盤材、ダストは亜鉛精錬原料としてリサイクル。)	122
蛍光管			株式会社ウムヴェルト・ジャパン	埼玉県 寄居町	資源化(水銀試薬、ガラス等)	18
廃スプレー缶			長沼商事株式会社	埼玉県 所沢市	資源化(缶プレス等)	162
小型充電式電池			株式会社 VOLTA	静岡県 富士宮市	資源化(加熱、破碎、選別、抽出等)	3
木くず(剪定枝、伐採木、流木)、草、竹	事業者	許可業者 又は自己搬入	株式会社 タケエイグリーンリサイクル	山梨県 富士吉田市、 神奈川県 横須賀市	資源化 (堆肥化、チップ化)	6,000
木くず(主に幹・枝葉)			株式会社リテック 座間工場	神奈川県 座間市	資源化(チップ化)	1,140
生ごみ			株式会社植照	神奈川県 横浜市	資源化(チップ化)	600
			株式会社 J バイオフード リサイクル	神奈川県 横浜市	メタン発酵	108.72
			湘南有機リサイクル株式会社	神奈川県 藤沢市	飼料化	54
			株式会社アルフォ 城南島飼料化センター	東京都 大田区	乾燥処理、メタン発酵	38.72
			株式会社アルフォ 城南島第二飼料化センター			
株式会社イズミ環境			東京都 八王子市	堆肥化	120	
生ごみ、紙くず等			株式会社アクト・エア	神奈川県 愛川町	堆肥化、圧縮等	968.4
紙コップ			バストレーディング株式会社	神奈川県 厚木市	分別、破碎、洗浄	0.12
紙			コアレックス三栄株式会社 東京工場	神奈川県 川崎市	溶解処理	38
			コアレックス信栄株式会社	静岡県 富士市	溶解処理、 トイレトーパー化	10
動物の死体等			エルエス工業株式会社	栃木県 那須塩原市	焼却	18.10

※一般廃棄物を市外で処理するに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第3項に基づき、受入先の自治体と協議する。処理主体や見込搬入量は、変更する場合がある。上記内容は、令和8年3月末時点のもの。

#### 4-3 最終処分計画

廃棄物処理施設の種類とその処理方法は、次のとおりとする。

##### 最終処分場

施設名	所在地	面積	埋立容量 (処理能力)	埋立(処理) 方式	処理主体	令和8年度 見込み量
一般廃棄物 最終処分場	南区麻溝台 3412番地2 外	98,380 m <sup>2</sup> (敷地面積)	1,235,300m <sup>3</sup>	準好気性埋立 (セル方式)	相模原市	18,274(t)
一般廃棄物 最終処分場 浸出水処理 施設	南区麻溝台 3737番地外	488.11 m <sup>2</sup> (建築面積)	300 m <sup>3</sup> /日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸出水処理 凝集沈殿処理 →砂ろ過処理 →除マンガ ン処理→下水道 放流</li> <li>・汚泥処理 重力濃縮→遠 心脱水処理→ 焼却処理</li> </ul>		90,000 (m <sup>3</sup> )

## 5 生活排水処理

### 5-1 収集・運搬計画

収集する一般廃棄物の種類等は、次のとおりとする。

#### (1)家庭系し尿等及び事業系し尿等

##### ア 収集・運搬の概要

一般廃棄物の種類		収集区域	収集・運搬主体	収集回数	収集方法	搬入先	令和8年度見込み量(kl)
旧相模原市の区域※	し尿	相模原市全域	相模原市(直営)	概ね月1回	戸別方式	津久井クリーンセンター	2,460
	浄化槽汚泥等		相模原市(直営)	年1回以上			23,440
	ディスポーザ汚泥		【別表4】一般廃棄物収集運搬許可業者(ディスポーザ汚泥を含む者)	随時			220
津久井地域	し尿		相模原市(委託)	概ね月1回			※上記見込み量は、旧相模原市の区域と津久井地域の合計量
	浄化槽汚泥等		【別表3】一般廃棄物収集運搬許可業者(し尿・汚泥を含む者)	年1回以上			
	ディスポーザ汚泥		【別表4】一般廃棄物収集運搬許可業者(ディスポーザ汚泥を含む者)	随時			

※旧相模原市の区域とは、合併前の相模原市域を表し、津久井地域とは、城山地区、津久井地区、相模湖地区、藤野地区の区域を表す。

### 5-2 最終処分計画

廃棄物処理施設の種類とその処理方法は、次のとおりとする。

#### し尿処理施設

施設名	所在地	敷地面積(m <sup>2</sup> )	処理能力	処理方式	最終処分
津久井クリーンセンター	緑区青山3385番地2	9,576	89kl/日	固液分離	脱水汚泥は助燃剤として焼却施設で活用 分離液は希釈して公共下水道へ放流

別表1—1 収集曜日一覧(～R8.9)

一般ごみ等の収集曜日は、次のとおりとする。

なお、日曜日及び12月31日から1月3日までの日は実施しない。

緑区 収集曜日一覧

町名・大字		一般ごみ	乾電池	資 源	容器包装 プラ
相原		月・木	木	水	火
青根		水・土	土	火	金
青野原		水・土	土	火	金
青山		火・金	金	月	木
太井	下記以外	月・木	木	金	火
太井	金丸、根本	火・金	金	月	木
大島		火・金	金	月	土
大山町		月・木	木	火	金
小倉		月・木	木	土	水
小原		月・木	木	水	土
小淵		月・木	木	水	土
上九沢		火・金	金	月	土
川尻	原宿	月・木	木	土	水
川尻	向原	火・金	金	木	月
川尻	小松、城北、中沢	水・土	土	木	月
久保沢		火・金	金	木	月
佐野川		月・木	木	水	土
澤井		月・木	木	水	土
下九沢	(緑区のみ)	水・土	土	金	木
城山		水・土	土	木	月
寸沢嵐		水・土	土	火	金
田名	(緑区のみ)	水・土	土	木	月
谷ヶ原		水・土	土	木	月
千木良		火・金	金	月	木
鳥屋		水・土	土	金	火
中沢		水・土	土	木	月
長竹		火・金	金	月	木
中野	下記以外	月・木	木	金	火
中野	金丸	火・金	金	月	木
名倉		水・土	土	火	金
西橋本		水・土	土	木	月
二本松		水・土	土	木	月
根小屋		火・金	金	月	木

町名・大字		一般ごみ	乾電池	資 源	容器包装 プラ
橋本	★3・6丁目の一部→夜間収集※	月・木 ※水・土	木 ※土	火	金
橋本台		水・土	土	木	月
葉山島		月・木	木	土	水
原宿		月・木	木	土	水
原宿南		月・木	木	土	水
東橋本		月・木	木	火	金
日連		火・金	金	水	土
広田		火・金	金	木	月
牧野		水・土	土	火	金
又野		月・木	木	金	火
町屋		火・金	金	土	水
三井		月・木	木	金	火
三ヶ木		水・土	土	金	火
向原		火・金	金	木	月
元橋本町		月・木	木	水	火
吉野		火・金	金	水	土
与瀬		月・木	木	水	土
与瀬本町		月・木	木	水	土
若葉台		水・土	土	木	月
若柳		火・金	金	月	木

中央区 収集曜日一覧

町名・大字		一般ごみ	乾電池	資 源	容器包装 プラ
相生		水・土	土	木	月
青葉		月・木	木	土	火
大野台	(中央区のみ)	月・木	木	火	水
小山		月・木	木	火	金
鹿沼台	★1・2丁目の一部→夜間収集	月・木	木	水	土
上溝	★3~7丁目の一部→夜間収集	火・金	金	水	土
上矢部		月・木	木	金	火
共和		月・木	木	水	土
向陽町		月・木	木	火	金
小町通		火・金	金	月	木
相模原	★1~5丁目の一部→夜間収集	火・金	金	土	水
下九沢	(中央区のみ)	水・土	土	金	木
水郷田名		水・土	土	木	月
すすきの町		月・木	木	火	金
清新		月・木	木	水	土
高根		月・木	木	土	水
田名	(中央区のみ)	水・土	土	木	月
田名塩田		水・土	土	木	月
中央		火・金	金	木	月
千代田		水・土	土	火	木
並木		月・木	木	土	火
東淵野辺		月・木	木	水	土
光が丘		月・木	木	土	火
氷川町		月・木	木	火	金
富士見		火・金	金	木	月
淵野辺1~4丁目	★淵野辺3~4丁目の一部→夜間収集	月・木	木	金	火
淵野辺5丁目	★淵野辺5丁目の一部→夜間収集	月・木	木	金	火
淵野辺本町1・2丁目		月・木	木	金	火
淵野辺本町3~5丁目		月・木	木	金	火
星が丘		水・土	土	火	木
松が丘		月・木	木	土	水
緑が丘		月・木	木	金	水
南橋本		火・金	金	水	土
宮下		月・木	木	火	金
宮下本町		月・木	木	火	金
弥栄		月・木	木	土	水

町名・大字		一般ごみ	乾電池	資 源	容器包装 プラ
矢部	★矢部2・3丁目の一部→夜間収集※	火・金 ※水・土	金 ※土	木	月
矢部新町		月・木	木	金	火
陽光台		月・木	木	金	水
横山		火・金	金	月	木
横山台		火・金	金	月	木
由野台		月・木	木	水	土

南区 収集曜日一覧

町名・大字		一般ごみ	乾電池	資源	容器包装プラ
旭町		月・木	木	水	土
麻溝台		火・金	金	木	土
新磯野		火・金	金	月	土
磯部		水・土	土	火	金
鶉野森		火・金	金	月	木
大野台	(南区のみ)	月・木	木	火	水
上鶴間		水・土	土	木	月
上鶴間本町		水・土	土	火	金
北里		火・金	金	木	土
古淵		火・金	金	月	木
栄町		火・金	金	月	木
相模大野	★3・5・6 丁目の一部→夜間収集	水・土	土	金	火
相模台		火・金	金	水	木
相模台団地		火・金	金	木	月
桜台		火・金	金	木	月
下溝		水・土	土	金	火
新戸		水・土	土	火	金
相南	★4 丁目の一部→夜間収集	月・木	木	土	水
相武台	★1 丁目の一部→夜間収集	火・金	金	土	水
相武台団地		火・金	金	土	水
当麻		水・土	土	金	火
西大沼		火・金	金	水	月
東大沼		火・金	金	水	月
東林間	★4～6 丁目の一部→夜間収集	月・木	木	水	土
双葉		火・金	金	木	月
文京		水・土	土	月	木
松が枝町	★松が枝町の一部→夜間収集	月・木	木	土	水
御園		水・土	土	月	木
南台		火・金	金	木	月
豊町		火・金	金	月	木
若松		火・金	金	水	月

別表1—2 収集曜日一覧(R8.10～)

燃やすしかなないごみ(一般ごみ)等の収集曜日は、次のとおりとする。

なお、日曜日及び12月31日から1月3日までの日は実施しない。

緑区 収集曜日一覧

町名・大字		燃やすしかなないごみ(一般ごみ)	資源	プラスチック	ペットボトル有害ごみ
相原		月・木	水	火	金
青根		水・土	火	金	月
青野原		水・土	火	金	月
青山		火・金	月	木	水
太井	下記以外	月・木	金	火	水
太井	金丸、根本	火・金	月	木	水
大島		火・金	月	木	水
大山町		月・木	火	金	水
小倉		月・木	金	水	火
小原		月・木	水	金	火
小淵		月・木	水	金	火
上九沢		火・金	月	木	水
川尻	原宿	月・木	火	水	金
川尻	向原	火・金	木	月	水
川尻	小松、城北、中沢	水・土	木	月	火
久保沢		火・金	木	月	水
佐野川		月・木	水	金	火
澤井		月・木	水	金	火
下九沢	(緑区のみ)	水・土	金	木	月
城山		水・土	木	月	火
寸沢嵐		水・土	火	金	月
田名	(緑区のみ)	水・土	木	火	月
谷ヶ原		水・土	木	月	火
千木良		火・金	月	木	水
鳥屋		水・土	金	火	木
中沢		水・土	木	月	火
長竹		火・金	月	木	水
中野	下記以外	月・木	金	火	水
中野	金丸	火・金	月	木	水
名倉		水・土	火	金	月
西橋本		水・土	木	月	火
二本松		水・土	木	月	火
根小屋		火・金	月	木	水

町名・大字		燃やすしかなないごみ（一般ごみ）	資 源	プラスチック	ペットボトル有害ごみ
橋本	★3・6丁目の一部→夜間収集※	月・木 ※水・土	火	金	水
橋本台		水・土	木	月	火
葉山島		月・木	金	水	火
原宿		月・木	火	水	金
原宿南		月・木	火	水	金
東橋本		月・木	火	金	水
日連		火・金	水	木	月
広田		火・金	木	月	水
牧野		水・土	火	金	月
又野		月・木	金	火	水
町屋		火・金	月	水	木
三井		月・木	金	火	水
三ヶ木		水・土	金	火	木
向原		火・金	木	月	水
元橋本町		月・木	水	火	金
吉野		火・金	水	木	月
与瀬		月・木	水	金	火
与瀬本町		月・木	水	金	火
若葉台		水・土	木	月	火
若柳		火・金	月	木	水

中央区 収集曜日一覧

町名・大字		燃やすしかなないごみ(一般ごみ)	資 源	プラスチック	ペットボトル有害ごみ
相生		水・土	木	月	火
青葉		月・木	金	火	水
大野台	(中央区のみ)	月・木	火	水	金
小山		月・木	火	水	金
鹿沼台	★1・2丁目の一部→夜間収集	月・木	水	金	火
上溝	★3~7丁目の一部→夜間収集	火・金	水	月	木
上矢部		月・木	金	火	水
共和		月・木	水	金	火
向陽町		月・木	火	水	金
小町通		火・金	月	水	木
相模原	★1~5丁目の一部→夜間収集	火・金	月	水	木
下九沢	(中央区のみ)	水・土	金	木	月
水郷田名		水・土	木	火	月
すすきの町		月・木	火	水	金
清新		月・木	水	火	金
高根		月・木	火	水	金
田名	(中央区のみ)	水・土	木	火	月
田名塩田		水・土	木	火	月
中央		火・金	木	月	水
千代田		水・土	火	月	木
並木		月・木	金	火	水
東淵野辺		月・木	水	金	火
光が丘		月・木	金	火	水
氷川町		月・木	火	水	金
富士見		火・金	木	月	水
淵野辺1~4丁目	★淵野辺3~4丁目の一部→夜間収集	月・木	金	火	水
淵野辺5丁目	★淵野辺5丁目の一部→夜間収集	月・木	金	火	水
淵野辺本町1・2丁目		月・木	金	火	水
淵野辺本町3~5丁目		月・木	金	火	水
星が丘		水・土	火	月	木
松が丘		月・木	火	水	金
緑が丘		月・木	金	火	水
南橋本		火・金	水	月	木
宮下		月・木	火	水	金
宮下本町		月・木	火	水	金
弥栄		月・木	火	水	金

町名・大字		燃やすしかないごみ (一般ごみ)	資 源	プラス チック	ペット ボトル 有害ごみ
矢部	★矢部2・3丁目の一部→夜間収集※	火・金 ※水・土	木	月	水
矢部新町		月・木	金	火	水
陽光台		月・木	金	火	水
横山		火・金	月	水	木
横山台		火・金	月	水	木
由野台		月・木	水	金	火

南区 収集曜日一覧

町名・大字		燃やすしかなないごみ (一般ごみ)	資 源	プラス チック	ペット ボトル 有害ごみ
旭町		月・木	水	火	金
麻溝台丁目		火・金	木	水	月
麻溝台地番		火・金	木	水	月
新磯野丁目		火・金	月	水	木
新磯野地番		火・金	月	水	木
磯部		水・土	火	金	月
鵜野森		火・金	月	木	水
大野台	(南区のみ)	月・木	火	水	金
上鶴間		水・土	木	月	金
上鶴間本町		水・土	火	金	月
北里		火・金	木	水	月
古淵		火・金	月	木	水
栄町		火・金	月	木	水
相模大野	★3・5・6丁目の一部→夜間収集	水・土	金	火	木
相模台		火・金	水	木	月
相模台団地		火・金	木	月	水
桜台		火・金	木	月	水
下溝		水・土	金	火	木
新戸		水・土	火	金	月
相南	★4丁目の一部→夜間収集	月・木	金	水	火
相武台	★1丁目の一部→夜間収集	火・金	月	水	木
相武台団地		火・金	月	水	木
当麻		水・土	金	火	木
西大沼		火・金	水	月	木
東大沼		火・金	水	月	木
東林間	★4～6丁目の一部→夜間収集	月・木	水	火	金
双葉		火・金	木	月	水
文京		水・土	月	木	火
松が枝町	★松が枝町の一部→夜間収集	月・木	金	水	火
御園		水・土	月	木	火
南台		火・金	木	月	水
豊町		火・金	月	木	水
若松		火・金	水	月	木

別表2 一般廃棄物収集運搬許可業者 令和8年3月末現在

許可業者名	所在地	事業系 一般 廃棄物	家庭系 臨時 ごみ
<b>【緑区】</b>			
有限会社関戸商事	青野原 60 番地 1	○	○
森下造園株式会社	青山 971 番地	○	
有限会社星運	大島 3279 番地	○	
株式会社北相模環境管理開発	小淵 2008 番地	○	○
有限会社山口商店	下九沢 167 番地の 5	○	○
株式会社プロフェッショナル・ケイジ	下九沢 1362 番地	○	○
セントラル総合サービス株式会社	西橋本三丁目 10 番 30 号	○	○
株式会社ダストソリューション	橋本台三丁目 12 番 28 号	○	○
山崎産業株式会社	橋本台四丁目 1 番 10 号	○	○
有限会社昌本商事	東橋本二丁目 29 番 14 号	○	
相模化学工業株式会社	牧野 2559 番地	○	
有限会社相模湖水質管理センター	若柳 483 番地 1	○	
<b>【中央区】</b>			
有限会社高幸産業	青葉一丁目 5 番 3 号	○	
有限会社仙頭商店	上溝二丁目 8 番 9 号	○	○
高山 勝彦(タカヤマ商会)	上溝六丁目 14 番 10 号	○	
有限会社日成メンテナンス	下九沢 12 番地 4	○	
トクテック有限会社	すすきの町 15 番 15 号-203	○	
株式会社シノザキ	田名 3418 番地	○	
株式会社 WONDER1996	田名 4337 番地 1	○	○
有限会社大貫産業	田名 7649 番地 1	○	○
株式会社トキオ	田名塩田一丁目 17 番 20 号	○	○
合同資源サービス株式会社	田名塩田三丁目 1 番 10 号	○	○
相模原市環境事業協同組合	中央三丁目14番7号 相模原セントラルビル	○	
株式会社ローゼカンキョウ	富士見五丁目 21 番 3 号	○	○
株式会社丸河紙業	淵野辺一丁目20番6号	○	
有限会社金原商店	淵野辺本町一丁目 40 番 6 号	○	○
株式会社ギオン	南橋本一丁目 5 番 1 号	○	○
相模原紙業株式会社	南橋本一丁目 18 番 15 号	○	
株式会社清和サービス	宮下三丁目 9 番 18 号	○	○
株式会社旭商会	宮下本町三丁目 28 番 14 号	○	○
丸勝梱包運輸有限会社	陽光台四丁目 30 番 5 号	○	
有限会社柏村商店	陽光台七丁目8番11号	○	○
有限会社アスリート	横山四丁目 24 番 1 号	○	○

許可業者名	所在地	事業系 一般 廃棄物	家庭系 臨時 ごみ
<b>【南区】</b>			
大野産業株式会社	麻溝台一丁目 8 番 5 号	○	○
石阪 ロニイ(アーカディア)	麻溝台五丁目 9 番 27 号	○	○
株式会社総合資源イケダ	麻溝台六丁目 14 番 3 号	○	○
有限会社ミドリ回収サービス	麻溝台八丁目 38 番 3 号	○	○
株式会社ワコーグリーン	磯部44番1	○	
都市環境サービス株式会社	鶴野森二丁目 25 番 12 号	○	○
株式会社瑞輝	大野台三丁目 15 番 52 号	○	○
株式会社協栄	大野台三丁目 45 番地 116	○	○
株式会社フジクリーンサービス	磯部 1817-2-101	○	
北里ライフサービス株式会社	北里一丁目 15 番 1 号	○	
有限会社竹山商会	相模大野三丁目 11 番 18 号	○	
有限会社武田商店	相模台七丁目 34 番 10 号 102	○	○
合同会社M・Rライジング	当麻3539番地27	○	○
有限会社ハヤシ美掃	双葉二丁目 10 番 43 号	○	○
<b>【相模原市を除く神奈川県内】</b>			
東洋興業株式会社	横浜市神奈川区羽沢南二丁目 38 番 1 号	○	
横浜環境保全株式会社	横浜市中区山下町209番地	○	
株式会社杉山商店	横浜市南区日枝町五丁目 127 番地	○	
株式会社新和商会	横浜市戸塚区舞岡町 2969 番地 1	○	
株式会社トキワ薬品化工	横浜市旭区上川井町 376 番地	○	
西田産業株式会社	川崎市川崎区浅野町 7 番 6 号	○	
株式会社東和企業	川崎市川崎区大川町 13 番地 2	○	
株式会社タケエイグリーンリサイクル	横須賀市浦郷町五丁目2931番地15	○	
株式会社神奈中商事	平塚市東八幡三丁目 15 番 3 号	○	
株式会社共栄商社	藤沢市打戻 2073 番地	○	
有限会社長澤商事	厚木市金田 996 番地	○	
ベストトレーディング株式会社	厚木市金田 1141 番地 3	○	○
三星産業有限会社	厚木市関口字才戸 675 番の 1	○	
ティーエスエンバイロ株式会社	厚木市鳶尾五丁目 4 番 15 号	○	○
株式会社日環	座間市東原三丁目 15 番 7 号	○	○
株式会社カインドサービス	座間市緑ヶ丘四丁目 8 番 7 号	○	
株式会社アクト・エア	愛甲郡愛川町角田 3667 番地	○	○

許可業者名	所在地	事業系	家庭系
		一般 廃棄物	臨時 ごみ
<b>【県外】</b>			
株式会社ヤマキ	埼玉県熊谷市三ヶ尻字新山 3884 番地	○	
富士見産業株式会社	東京都中央区銀座二丁目8番5号	○	
MHIファシリティーサービス株式会社	東京都港区芝五丁目 34 番 6 号	○	
エルエス工業株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目2番8-503号	○	
太誠産業株式会社	東京都豊島区南池袋三丁目14番11号中町ビル	○	
南栄産業株式会社	東京都八王子市小比企町 552 番地 3	○	○
有限会社神野商店	東京都八王子市高尾町 1848 番地	○	○
株式会社まごころ清掃社	東京都八王子市長房町 126 番地の 2	○	○
有限会社カネショウ	東京都八王子市南大沢三丁目 25 番地	○	
株式会社環境システムサービス	東京都八王子市横川町 1076 番地	○	○
有限会社小林サービス	東京都町田市上小山田町 3003 番地 7	○	○
株式会社三凌商事	東京都町田市木曽東一丁目 34 番 6 号	○	○
株式会社永野紙興	東京都町田市鶴間七丁目25番1号	○	
株式会社大島商事	東京都青梅市野上町三丁目 25 番地の 11	○	

別表3 一般廃棄物収集運搬許可業者(し尿・汚泥を含む者)令和8年3月末現在

許可業者名	所在地
<b>【緑区】</b>	
有限会社津久井興産	青山 1053 番地
株式会社北相模環境管理開発	小淵 2008 番地
安西 義則(城南清掃)	城山一丁目 24 番 25 号
相模清掃サービス有限会社	長竹 1900 番地 5
有限会社城山清掃社	根小屋 2596 番地 1
有限会社相模湖水質管理センター	若柳 483 番地 1

別表4 一般廃棄物収集運搬許可業者(ディスプレイ汚泥を含む者)令和8年3月末現在

許可業者名	所在地
<b>【緑区】</b>	
有限会社津久井興産	青山 1053 番地
株式会社北相模環境管理開発	小淵 2008 番地
相模清掃サービス有限会社	長竹 1900 番地 5
有限会社城山清掃社	根小屋 2596 番地 1
<b>【中央区】</b>	
株式会社清和サービス	宮下三丁目 9 番 18 号
<b>【県外】</b>	
株式会社三凌商事	東京都町田市木曽東一丁目 34 番 6 号